

「2018年合格目標 LEC 澤井道場 直前MAX完全予想これだけ800本」から
第50回社労士試験【択一式】厚年法 問5-B の出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL18363 p.66]

[問073]

3号分割標準報酬改定請求があった日に、特定被保険者が行方不明となって2年を経過していると認められる場合（離婚の届出をしていない場合に限る）であって、かつ、被扶養配偶者が第3号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失している場合、当該被扶養配偶者は3号分割標準報酬改定請求を行うことができる。

(解答 × 2年でなく「3年」)

※実際の教材では赤字になっておりません。

的中!

本試験出題はこうでした!

第50回 社労士試験 問題
【択一式】 厚生年金保険法 【問5-B】

B 厚生年金保険法第78条第1項の規定による3号分割標準報酬改定請求のあった日において、特定被保険者の被扶養配偶者が第3号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失し、かつ、離婚の届出はしていないが当該特定被保険者が行方不明になって2年を経過していると認められる場合、当該特定被保険者の被扶養配偶者は3号分割標準報酬改定請求をすることができる。

(解答 × 2年でなく「3年」/則78条の14)